

第15回障がい者制度改革推進会議

平成22年6月28日(月) 13~16時

合同庁舎第4号館共用220会議室

インターネット配信、CS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」による生中継

大島副大臣：議事録等読ませていただいています。活発な議論で有意義に進むことを期待しています。

- 議事
- ・第一次意見に関する結果報告について
 - ・今後検討すべき課題とスケジュールについて

【第一次意見に関する結果報告】

○第一次意見を取りまとめることができた。6月29日第二回推進本部が開催され、小川議長より菅首相に「第一次意見書」と総合福祉部会の「当面の課題」を提出する。(手交式) / 提出だけではなく、説明を加えてほしい。

関参事官→意見書の中身を説明する時間はない。後日閣議決定される。

【検討を要する分野】

○住宅の確保

権利条約19条、28条により、地域移行との連動、豊かな地域生活のために、住宅という物理的なもの、住宅を確保する費用等の住宅の保障、居住権、保障制度問題、人的なケア、住生活基本法との関係性等議論を深めていく必要がある。

○文化・スポーツ

一般化と支援の両面の議論が必要である。スポーツ施設・レクリエーション施設での入館拒否の問題が指摘された。文化面、スポーツ面では分野が違うので、条項の中では並列でも議論は分けるという意見があった。

○発生の予防

生まれながらの障害者はあってはならないものという障害者基本法第23条は削除すべきである。保健施策に関しては別の条項へ。難病に関しては医療、介助に。

権利条約では二次障害の予防では議論はあったが発生予防についてはない。障害者基本法第23条は削除し、差別、偏見の禁止・防止、難病については別の法律と母子保健法等法律全般でカバーすべきである。基本法の中に障害者差別を助長することにつながりかねない点等問題がある。広い視点で議論していく。

○ユニバーサルデザイン

バリアフリー、ユニバーサルデザインの共通理解を整理していく必要がある。権利条約では製品だけではなく環境・サービス・計画も含まれる。

○その他

障害者施策の計画策定・事業運営への参加。介護保険。情報の収集と活用。権利擁護。災害時対策。経済的負担の軽減。障害者の権利を実現するための人材確保。新しい治療へ参画する平等の権利。女性障害者等の項目も今後議論すべきである。

【今後の進め方】

○差別禁止法部会 8~9月に立ち上げ

議論の内容：「障害の定義」「差別の定義」の総論的なところ。生活分野の差別の定義、合理的配慮。人権救済。具体的な権利性・裁判規範性をもった司法救済を取り上げる。

メンバー：差別禁止法の提言・試案を出した団体・法知識のある学者を中心に人選する。

基本法と差別禁止法の議論は並行しておこなう。

○総合福祉部会

6月22日に新しい法律の論点を協議した。7～9月に各論点を討議。10月から作業チームに分かれて、障害の範囲・使用者負担・法律の目的・サービス支援を項目別に議論する。

○合同会議

福祉とその他にまたがる横断的課題：医療・障害児支援・労働については、総合福祉部会と推進会議のメンバーとの合同の会議を設定する。

○虐待防止法の扱いについて

虐待防止に合理的配慮はないので、差別禁止とは定義が違い、分けて議論する。虐待防止は緊急性がある。骨格の意見はまとまっているので、具体化・実現化していく。

○省庁の審議会・委員会とのかねあい

推進会議との役割分担を早く整理する必要がある。情報交換・意見交換・ヒヤリングをする。

【報告事項】

○地域フォーラム(公聴会のようなもの) 8～10月及び1～2月に各地で開催。

予算的に内閣府主催は難しいのでJDF団体の協力を得て、10か所ぐらいで開催する。

○わかりやすい第一次意見書

次回(7/12)までに目次を提示する。イラストは与える影響が大きいため最小限にする。第一次意見「概要」をわかりやすく掲載する。

○推進会議の日程

第16回 7月12日(月) 基本法改正につながる議論

第17回 7月26日(月) 文部科学省ヒヤリング

第18回 8月9日(月) 未定

9月以降は基本法改正を重点に、年内に第二次意見をまとめる。

○推進会議の議事運営について

構成員にアンケートを行い、合理的配慮は十分か、等把握し改善していく。

○ESCAP 6月23～25日の報告

ポスト第二次アジア・太平洋の十年(2012年～)について「権利条約の推進」をテーマに10月19～21日社会開発委員会で発表する。日本への期待が大きい。